

広報ながさき

国民年金特集号

年金制度は、すべての世代のかたにとって生活に密着した大事な制度です。今回の「国民年金特集号」では、公的年金制度のしくみをはじめ、「国民年金」の給付や保険料などについてご案内します。

公的年金制度のしくみについて

日本に居住する20歳以上60歳未満のすべてのかたは公的年金に加入する義務があります。公的年金には、大きく国民年金（自営業者、学生、サラリーマンなどに扶養されている配偶者などが加入）、厚生年金（サラリーマン、公務員などが加入）の2つがあります。年金の加入者は第1号被保険者（自営業者や学生など）、第2号被保険者（厚生年金の加入者）、第3号被保険者（サラリーマンなどに扶養されている配偶者）に分けられています。※平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されました。

公的年金制度のしくみ

厚生年金

国民年金（基礎年金）

第1号被保険者

農業、自営業、学生、勤めていても厚生年金に加入できないかたなど

第2号被保険者

厚生年金に加入しているかた

第3号被保険者

厚生年金に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者

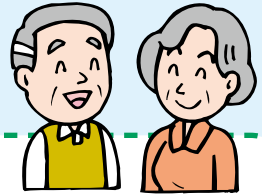
公的年金には生涯にわたる保障（給付）があります

公的年金に加入して、保険料をきちんと納めることで、人生のさまざまな出来事に対応した保障（給付）を受けることができます。

老後に支給される「老齢年金」だけではなく、病気やケガなどが原因で障害の状態にある場合に支給される「障害年金」、配偶者が死亡したときに遺族に支給される「遺族年金」などの保障があります。

このうち、国民年金はすべてのかたが加入する制度として「基礎年金」という基礎的な給付を行います。

こんなときに国民年金が支給されます



老齢になったときは …… 「老齢基礎年金」

- 受給資格期間が、原則として10年以上あるかたが、65歳から受けられます。
- ※支給の繰り上げ(年金額が減額になります)や繰り下げ(年金額が増額になります)もできます。
- 平成30年度の年金額は、満額(40年納付)で **779,300円**です。
- 年金額は、保険料を納めた期間(免除期間などを含む)によって変わります。
- ※老齢基礎年金額を増やすためには「60歳以降に高齢任意加入をする」、年金額に上積みするためには「付加年金へ加入する(月額400円を国民年金保険料に上乗せ)」、「国民年金基金に加入する」といった方法があります。ただし、付加年金と国民年金基金は同時加入できません。

病気やケガなどで障害の状態になったときは …… 「障害基礎年金」

20歳前や国民年金に加入中のとき、または60歳以上65歳未満で国内在住中に、医師の初診を受けた病気やケガによる障害がある場合で、障害の程度が国民年金法の障害等級表の1級か2級に該当するかたが対象になります。また、一定の保険料納付期間があることが必要です(20歳前の障害は除きます)。

平成30年度の年金額は、1級が **974,125円**
2級が **779,300円**です。
(いずれも※子がいるときは加算されます)

※ 「子」とは？

「18歳になる年度末までの子」または「20歳未満で1・2級の障害の状態にある子」のことです

死亡したときは …… 「遺族基礎年金」

国民年金の被保険者または被保険者であったかたが一定の保険料納付期間があるときに、そのかたによって生計を維持されていた遺族(※子のある配偶者または※子)が受けられます。

平成30年度の年金額は、
(※子が一人いる配偶者) **1,003,600円**
(※子一人) **779,300円**です。
(いずれも※子の人数に応じて加算されます)

「死亡一時金」

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上あるかたが、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなったとき、そのかたによって生計を同じくしていた遺族(1・配偶者、2・子、3・父母、4・孫、5・祖父母、6・兄弟姉妹のうち番号の順位で受給する権利があります)に支給されます。

- ・遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。
 - ・寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。
 - ・死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。
- ◎そのほか、「未支給年金」「寡婦年金」などもあります。
- ◎死亡されたかたの年金の加入状況や受給の有無で、遺族が受けられる給付が変わることがあります。

国民年金の保険料について

平成30年度の国民年金保険料は **月額 16,340円** です。

日本年金機構から送付された納付案内書で、金融機関やコンビニエンスストアでお支払いができます。
口座振替やクレジットカードでのお支払いもできます。くわしくは、長崎南年金事務所(☎095-825-8705)、長崎北年金事務所(☎095-861-1582)へお問い合わせください。

国民年金保険料の納付が困難なときは？

経済的な理由などで保険料を納めることが困難なときは、保険料の免除・猶予などの申請ができます。申請して承認を受ければ保険料の納付が免除・猶予されます。

※所得の審査がありますので、申請した場合でも承認されないことがあります。

また、税の申告を行っていないかたは、所得の確認ができませんので、**必ず毎年申告**をお願いします。

免除 学生以外のかたが対象です。免除には、前年の所得等に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

※一部免除（4分の3、半額、4分の1）が承認された場合は、残りの保険料を納めないと、その期間は未納扱いとなります。

納付猶予 学生を除く50歳未満のかたが対象です。保険料の全額の納付が猶予されます。

学生納付特例 大学、短期大学、専門学校などに通っているかたが対象です。保険料の全額の納付が猶予されます。

※一部、該当しない学校もあります。

◎いずれも過去に未納期間がある場合にさかのぼって申請できる期間は、申請時点の2年1カ月前の月分までです。

免除・猶予などの手続きに必要なものは、

- ・本人確認書類
- ・年金手帳または納付案内書
- ・印鑑 ※代理人による申請の場合のみ
- ・委任状 ※代理人による申請の場合のみ
- ・学生：学生証または在学証明書〈原本〉

免除・猶予などの手続き先は、

- 中央地域センター（8番窓口）
- 各地域センター
- 事務所・地区事務所
- 年金事務所

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

		老 齢 基 礎 年 金		障 害 基 礎 年 金 遺 族 基 礎 年 金 (受給資格期間に算入されるか?)
		受給資格期間に算入されるか?	年金額に反映されるか?	
納	付	○ (されます)	○ (されます)	○ (されます)
全	額 免 除	○ (されます)	△ (全額免除となった期間は保険料を全額納付した場合の年金額の1/2が反映)	○ (されます)
一 部 免 除	3/4免除	○ (免除されていない1/4の保険料納付で算入されます)	△ (3/4免除となった期間は保険料を全額納付した場合の年金額の5/8が反映)	○ (免除されていない1/4の保険料納付で算入されます)
	1/2免除	○ (免除されていない1/2の保険料納付で算入されます)	△ (1/2免除となった期間は保険料を全額納付した場合の年金額の3/4が反映)	○ (免除されていない1/2の保険料納付で算入されます)
	1/4免除	○ (免除されていない3/4の保険料納付で算入されます)	△ (1/4免除となった期間は保険料を全額納付した場合の年金額の7/8が反映)	○ (免除されていない3/4の保険料納付で算入されます)
納 付 猶 予 学 生 納 付 特 例		○ (されます)	× (されません)	○ (されます)
未	納	× (されません)	× (されません)	× (されません)

※免除した期間や未納の期間の保険料を、後で納めたいとき

免除した期間 **追納制度**…過去10年以内の**免除期間**(学生納付特例、納付猶予を含む)について、さかのぼって保険料を納付することができる制度です。

未納の期間 **後納制度**…過去2年以内の**未納期間**について、さかのぼって保険料を納付することができる制度です。(平成30年9月30日までは過去5年間の納付が可能)

こんなときは国民年金の届け出をお忘れなく



<p>20歳になったとき (サラリーマン・公務員以外のかた)</p> <p>○20歳に達したときからの加入となります。</p> <p>↓</p> <p>中央地域センター (8番窓口) 各地域センター 事務所・地区事務所へ</p>	<p>会社などを退職したとき</p> <p>○年金手帳 ○退職年月日がわかる書類</p> <p>↓</p> <p>中央地域センター (7番窓口) 各地域センター 事務所・地区事務所へ</p>	<p>サラリーマンなどの夫(妻)が 会社などを退職したとき</p> <p>○あなたと配偶者の年金手帳 ○配偶者の退職年月日がわかる書類</p> <p>↓</p> <p>中央地域センター (7番窓口) 各地域センター 事務所・地区事務所へ</p>
<p>サラリーマンなどの夫(妻)の 扶養からはずれたとき</p> <p>○あなたの年金手帳 ○扶養からはずれた日がわかるもの</p> <p>↓</p> <p>中央地域センター (7番窓口) 各地域センター 事務所・地区事務所へ</p>	<p>付加年金に加入したいとき</p> <p>○年金手帳または 納付案内書</p> <p>↓</p> <p>中央地域センター (8番窓口) 各地域センター 事務所・地区事務所へ</p>	<p>任意加入をしたいとき (高齢任意加入など)</p> <p>○年金加入記録などにより 必要な書類が異なりますので、 長崎南・長崎北年金事務所へ ご相談ください。</p>
<p>保険料の納付が困難なとき</p> <p>○免除などの制度がありますので ご相談ください。</p> <p>↓</p> <p>中央地域センター (8番窓口) 各地域センター 事務所・地区事務所へ</p>	<p>口座振替の申込みをしたいとき</p> <p>○預・貯金通帳 ○預・貯金通帳の印鑑 ○年金手帳または納付案内書</p> <p>↓</p> <p>金融機関 長崎南・長崎北年金事務所へ</p>	<p>年金手帳の再交付 (第1号被保険者の場合)</p> <p>○納付案内書または本人確認書類</p> <p>↓</p> <p>中央地域センター (8番窓口) 各地域センター 事務所・地区事務所へ お急ぎの場合は長崎南・長崎北年金事務所へ</p>
<p>保険料をさかのぼって 納付したい</p> <p>○追納や後納などの制度がありますので ご相談ください。</p> <p>↓</p> <p>長崎南・長崎北 年金事務所へ</p>	<p>年金受給者の氏名変更 (マイナンバーが日本年金機構に収録 されているかたは届出不要です)</p> <p>○認印 ○年金証書</p> <p>↓</p> <p>中央地域センター (8番窓口) 各地域センター 事務所・地区事務所へ 長崎南・長崎北年金事務所へ</p>	<p>年金加入者や受給者が 亡くなったとき</p> <p>○遺族基礎年金 ○寡婦年金 ○死亡一時金 ○未支給年金</p> <p>↓</p> <p>いずれかが支給される可能性がありますので、 長崎南・長崎北年金事務所、中央地域センター (8番窓口)へご相談ください。</p>

※平成30年3月5日より、国民年金の各種届出は、基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことが可能となりました。マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、マイナンバー法による本人確認をあわせて行う必要があります。

- ①番号確認書類 …………… マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し
②身元確認書類 …………… マイナンバーカード、運転免許証、旅券など

◎「国民年金」については、ホームページでもご案内しています。
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>
長崎市役所ホームページ <http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/139000/p000435.html>

◎電話でのお問い合わせ
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165)
長崎市役所 中央地域センター 総務年金係 ☎095-829-1137(直通)
日本年金機構 長崎南年金事務所 ☎095-825-8705
日本年金機構 長崎北年金事務所 ☎095-861-1582

<国民年金に上乗せする公的な年金として国民年金基金があります>

お問い合わせ 長崎県国民年金基金(フリーダイヤル)「0120-65-4192」または「<http://www.nagasaki-kikin.or.jp/>」